

令和2年9月甲良町議会定例会会議録

令和2年9月7日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

◎会議に出席した議員（11名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	宮寄光一
7番	丸山恵二	8番	木村修明
9番	建部孝夫	11番	西澤伸明
12番	阪東佐智男		

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	松田嘉一
総務課長	中川雅博	教育次長	福原猛
会計管理者	宮川哲郎	学校教育課長	藤村善信
税務課長	大野けい子	建設水道課長	村岸勉
企画監理課長	北坂仁	人権課長	丸澤俊之
住民課長	小林千春	建設水道課参事	丸山正
保健福祉課長	中村康之	呉竹地域総合センター館長	大野矢寿代
産業課長	西村克英	長寺地域総合センター館長	陌間忍
		総務課主幹	岩瀬龍平

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本浩美 書記 白波瀬 愛

(午前 9時00分 開会)

○**阪東議長** ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、令和2年9月議会甲良町議会定例会2日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 丸山議員、8番 木村議員を指名します。

○**阪東議長** 次に、日程第2 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問をしてください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、6番 宮寄議員の一般質問を許します。

6番 宮寄議員。

○**宮寄議員** 7番 宮寄です。それでは、議長の許可を頂きましたので質問をさせていただきます。

今、世間では新型コロナウイルス感染症の拡大は続き、収束のめどが立っておりません。感染の不安を抱えながら、今、この9月の台風時に町民が感染しない、感染させない避難所の環境対策が求められます。

そこで、コロナ禍での町の避難所の環境対策や避難所における新型コロナウイルス感染対策には万全を期するよう避難所開設時の職員への新型コロナウイルス感染症対策の講習会、研修等マニュアル作成を早期に実施すべきではないか。町民総合防災訓練が中止と聞きましたが、新たな課題が出てきたら、それ相応の対策が必要と思います。本来なら、この件で一般質問したかったのですが、通告書に書いておりませんので、町の早急なる対策を期待いたしまして、通告書による一般質問に入ります。

最初に、8月中旬に一部閉められた、せせらぎアイムの存続と周辺環境の整備についてお聞きします。

まず、この存続に向けての新たな動きがあれば、教えていただきたいと思えます。この項目は、金曜日に野瀬議員も質問されましたので、簡単な説明で結構です。お願いいたします。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** お答えいたします。今、**宮寄議員**がおっしゃいましたように、野瀬議員も質問されまして、申し上げていましたのは、事業主体が甲良商業近代化

協同組合でございます。本町といたしましては、せせらぎタウンの位置づけをして商業振興の立場で、また日常生活におきまして、町内近くで買物ができる環境を整えることについては町としても重要であると考えております。したがって、商業協同近代化組合、商工会と連携をしながら新たな商業者誘致に努力をしていきたいというふうに考えています。

質問にありますように、補助等を考えておくのかという点はまだですか。もうおっしゃいましたか。一気にいきますと、進出事業者の優遇措置については、町の直接事業ではございませんので、町としては考えておりません。

○阪東議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。じゃ、もう一気に言ってもらいましたので。町の取組方針を作成して、希望者にアピールしていかないといつまでたってもこのままのように思いますが、また近くに食品等が買えないと、人口がますます減少するのじゃないかと思っております。今後の企業誘致を考えていく上でも必要ではないか、また町内の車のない人や足の不自由な人たちの交通手段や介護認定されていない人たちの近隣商店への送り迎え等の対策は考えておられますか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 何度か申し上げます福祉のまちづくりを進める必要があると思います。自助、公助等々申されていますように、行政のサービスが完全に行き届くというのがスタイルでありますけど、やっぱり住民の身近な力、社協、福祉行政等々によりまして、地域の福祉の事業をボランティアさんであったり、福祉の活動団体を育成したり、身近に支え合い、助け合うということも相まって必要やと思っておりますので、町行政と地域が支え合うという、そういう体制づくりを今後、めざしていかなければならないというふうに思います。

○阪東議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。では、次に、②の方に行きます。

せせらぎアイムタウンの近くのあそこの信号、今現在は定期に変わっております。普通どこにでもあるような信号。食品関係がなくなると、出入りの人数が今までと半減すると思うんですね、人の出入りが。あまりあの信号は意味がなくなるのではないかと。我々長寺地区の人は彦根に向かうのに、その信号、役場前の信号をうまく通過できても、高い確率であそこで止められてしまうという苦情が前から沢山寄せられておりました。来年あたり役場の交差点の改良があると思うんですけど、そのときで結構ですので、あそこを点滅信号か感応式信号に変えてはどうかという意見が沢山あります。そこは行政はどのように考えておられますか。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 信号機の設置につきましては、公安委員会が管轄となります。その事務局の彦根警察署に確認したところ、現在の時点では信号機の変更の予定はないということであり、今後の交通量を見て、一定の基準を下回った場合には信号機の撤去等を行う可能性があるとのことでしたが、ちなみに一定の基準といたしますのは、過去の交通事故の発生状況、交通弱者の保護、交通量、歩行者の横断需要、これら全ての観点で基準以下の場合には撤去なりのことがあるということでした。

以上です。

○阪東議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。交通量が下がれば考えるというように受け取ったんですけど、それでは点滅信号にしておかないと、あそこに消防署がありますよね。信号待ちになります。すなわち、赤信号で止められた場合、渋滞になった場合、車が連なって出入口を封鎖することにもなります。緊急車両の出発を妨害してしまう可能性も出てくるんですね。その点はどのようにお考えですか。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 今、議員言われたことも想定されますので、実際基準というのがありますので、いったんこの基準を警察の方に確認してもらって、次の協議に入っていきたいなと思います。

○阪東議長 宮寄議員。

○宮寄議員 先ほども言いましたが、何も今すぐとは言いません。ここの改良時、どうせ信号を触らなあかんようになるんですから、ついでで結構ですから、強く要望していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、運動公園の整備環境についての質問に移ります。

運動公園が建設されて30年たつと思うんですが、いろんなところに不具合など施設の老朽化や修繕を要するところが出てきていると思うんです。それらを把握しておられるのか、またそれに対して迅速に対応しておられるのか、町として定期的に巡回などして、修繕が必要なところを点検したり、グラウンドゴルフ利用者やグラウンド利用者に聞いたりして対応しておりますか。

○阪東議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 甲良町におけます公共施設の1つであります運動公園もやはりかなり経年がたっております。そういった中、甲良町におきましては、そういった総合施設を管理していく上で、甲良町公共施設等の総合管理計画というものを定めております。その中で定められております基準に基づきまして、管理の方は進めてまいりたいと思っております。また、点検等につきましては巡回等をさせていただいておりますけども、やはり至らぬ点がございます。

ので、そういったところはお声を聞かせていただいたら、対応させていただきたいと思っております。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** 確かに老朽化になっていると思います。担当者が逐一とは言いませんが、確認には行ってきております。その関係で、昨年度、日よけというか、少年野球場の方なんですけど、日よけの方の設置の方をさせていただきました。

○**阪東議長** 宮寄議員。

○**宮寄議員** ありがとうございます。設置の方は確認できております。

それでは、次に、この前、金曜日に丸山議員も質問されたと思うんですけど、バーベキュー等の残骸が放置されていると聞きましたが、ここはもう丸山議員が質問されましたので、削除をいたしますが、あのようなことが2回あったと聞いてるんですけど、そこの確認だけしておきます。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** この間、写真を見せていただきました。確かに前回もありました。あのような形であったかどうかというのは分からないんですが、確かに2回ありました。

○**阪東議長** 宮寄議員。

○**宮寄議員** ありがとうございます。その確認だけで結構です。今後とも対応をよろしく願いいたします。

それと②の方に行きます。

8月9日に大人の野球大会があって、その参加者から聞いたんですけども、グラウンド内の雑草がひどくて、野球するにはあまりにも管理ができていないと文句を言っておられました。その管理はどうなっているんですか。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** まず、草の生えたところで野球をしていただいたことについては申し訳ないと思っております。ただ、担当に確認したところ、試合までには草刈りを行う予定でした。スポーツトラクターの方で草刈りの方をするんですけど、チェーンの方が切れた関係で試合には間に合いませんでした。その後、チェーンの修理を行いまして、既に作業の方は終えております。

○**阪東議長** 宮寄議員。

○**宮寄議員** チェーンが切れたらしゃありませんね。それでは、公園内の草刈りなどの管理はシルバーに委託していると思うんですけども、その人たちが言うには、野球する土の部分やベンチ周り、観客席等の管理はどうしているのか。私もそのことを聞いて、そのときに現場を確認しに行きました。確かに草が多かったんです。先日、一般質問するに当たり、もう一度グラウンドを見にいき

ましたが、まあまあ草刈りは除草というか、できておりました。これはどのようにしてシルバーにしてもらっているのか、その管理、その費用はどのぐらいかかっているんですか。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** まず草の管理なんですが、スポ少の指導者の方がやってくれている箇所もございます。シルバーさんのやっているところもあるんですが、金額については今ちょっと把握しておりませんので、また後ほどご報告させていただきます。

○**阪東議長** 宮寄議員。

○**宮寄議員** 前にちょっと聞いたこともあるんですけども、スポーツ少年団が無償でしていると聞いた、ボランティアですね。それはもちろんグラウンドを使って草むしりをするのは当たり前のことだと思っております。今年はどうなっているのか。スポーツ少年団としましては、除草は、今年はしていないと聞いているんですが、このように使用料を取る、取らないによって、利用者は減る、すなわちボランティアも減る、草が生える、そのことによって使わなくなる、すごく悪循環と思うんですが、何か話し合いをしたり、うまく行くように、改善するようにの考えはないんですか。また、今後の管理はどのようにしていかうと思っておりますか。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** スポ少の指導者の方に管理してもらっていることは事実であります。ただ、それと使用料をどうのこうのというのは教育委員会の方では考えておりません。ただ、草が生えるだとか、住民さんに迷惑をかけることがあるのであれば、今後またシルバーの方に作業を委託するなりということは考えていかなあかんかなと思います。

○**阪東議長** 宮寄議員。

○**宮寄議員** ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは、次に3番目の質問ですが、8月11日の区長会の会議の中で、区長会から問題点や課題、要望等はなかったか、あればどのようなことでどのように解決するのか、お答え願えますか。

○**阪東議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 11日の区長会の方では、地方創生の臨時交付金の話をさせてもらいまして、町の方から住民自治なり、地域自治の観点から、コロナの感染症対策についてということで、何らかの形で5月補正を行いたいの意見を聞かせてくださいという場を持ちました。その意見集約の中では、交付金として押しつけられても困るという意見やら、公民館に換気扇やらをつけたいんやというような意見が出まして、結局意見はまとまりませんでした。その中で、次

の補助金として、どうやというような話もさせてもらったら、資料を一遍整理して説明をしてくださいというような意見が出たので、8月20日に説明をさせてもらったということと、あと地縁団体について、今、条例を上げていますよというような説明をさせてもらいましたら、その地縁団体は、強制的にもう移行せなあかんのかというようなちよっと話も出ましたので、いやもうこれは制度をつくらせてもらっただけですよというような話をさせてもらったのと、あと企業誘致の方を進めたらどうやというような意見が出ていました。

以上です。

○阪東議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。区長会、今年初めてだったと思うんですけども、区長会等の対応等今後ともよろしくお願いいたします。

今、総務課長が言われました、企業誘致、区長会の最後の方だったと思うんですけど、私が聞いたところ、企業誘致の話が出たということなんですけど、西ヶ丘山林の企業誘致の件についての質問や要望があったと私も聞いております。その内容と今後の対策についてといいますが、どのような内容だったのか、まず、ざっくりお聞かせいただけますか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 先ほど総務課長も申しましたとおり、区長会のその他事項というところで、今の西ヶ丘山林の工業団地、どういうふうになっているのか、企業誘致をすることは大変有効と見ますが、進めるんですかというようなご意見が数名の方から当然ご意見として、その場でも一応議論がありました。区長会からのご意見で最後は受け止めさせてもらってよろしいでしょうかということを一応まとめさせていただいて、何もなかったのご同意は得たのかなというふうに思っております。また、山田充議員にも申しましたとおり、今後、企業誘致に向けては進めてまいる予定でございます。

○阪東議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。いまいち、もう一度確認いたしますが、数名の区長さんからそういう意見が、要望があったと、今、企画課長が言われましたが、それに対して、その企業誘致、それに対しての要望に反対意見など、もう甲良町に企業なんか要らんやないかと、そういう意見はなかったんですか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 その場の中では何もございませんでした。

○阪東議長 宮寄議員。

○宮寄議員 それはなかったと。それと、その要望というのは一部の区長さんだけの意見なのか、全体として聞いておりますと、企画課長言われましたけど、区長会全体としての意見なのか、つまり区長会の総意として受け取ってよろし

いんですか。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**北坂企画監理課長** 総意と申しますか、ご意見として当然受け取らせていただいで進めてまいるというふうな返答をいたしておるところです。

○**阪東議長** 宮寄議員。

○**宮寄議員** ありがとうございます。それでは、町長にお聞きしますが、金曜日の一般質問されました山田充議員の質問の中で、我々議員団の中で国の施設などを誘致しようと、嘆願していこうじゃないかという意見も、質問もありました。確かに宮寄議員、そういう話、行政が腰が重いからどうやという相談も私、個人的にも受けております。そこで町長は、ぜひともよろしくお願ひしたいと答弁されましたが、それは、何、議員団に丸投げされているんですか。私の聞き間違いだったら、ご勘弁をお願いするんですけど、よろしくお願ひしますと言ってやったから、行政がもう自然体で、あとは議員さん、国の方へ行って、あんたらやっってくださいな、頼みますわと言うてはる意見なのか、どっちでしたんやろ。もう一度、ちょっとそこをお願いいたします。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 山田充議員の要請、要望、活動、そういう行為はどうだというご質問に対して、言いますと、端的にお答えしました。状況を今改めてご質問いただくと、企画課長申していますように、事業主体は町、区長会のご意見もありましたが、漏れている点は、他の発言のなかった区長さんの意向はどうだというたら、それは事業主体は町で行うことやから、区長としては異論がないと、町の方針には異論がないというそういうまとめを企画課長が最後にしたというふうに思っています。いずれにしても、事業主体は町でありますので、町有地でありますし、町が募集要項をつくっていくということになりましたので、あらかじめ募集要項については、もう早くに議会に提示をして、そして公募したいんだということを言っておりましたので、そのことが遅れておりますので、一度先に公募要項をお示しして、こういうことで企業誘致を図りたいということを町が姿勢をはっきり見せる必要があると思いますので、それにならば、いろんな誘致活動をいただくということでご理解いただければありがたいと思います。

○**阪東議長** 宮寄議員。

○**宮寄議員** 分かりました。私がちょっと早とちりしたか、そういう感もあると思うんですが。今、町長が言われたことを要約しますと、まず行政でやります。とことんやってやってあかんときは、議会の皆さんも手伝ってください、よろしくお願ひしますという取り方でよろしいんですか。

○**阪東議長** 町長。

- 野瀬町長 まさしくそうだと思います。町の姿勢が示さずに投げでしめてということでは駄目なので、町が事業主体としてこういう方針で行くからよろしくというのが前提というふうに思っています。
- 阪東議長 宮寄議員。
- 宮寄議員 よく分かりました。それでは、区長会でもそのような話が出たということで、我々議会も足並みをそろえてやっていかなければならないと思っております。行政側としても、真剣に取り組んでいってほしいと思うんですが、この真剣度というか、いまいち熱く企業誘致やりますという旗を上げて向かっていく姿勢が感じられないんですけど、そこはどうですか。
- 阪東議長 町長。
- 野瀬町長 おっしゃるとおりだと思います。当初は6月に公募要領をお示しするというふうに、議会にお示しすると言っていたのが滞っておりますので、今議会が終わればすぐに募集要項見直しをして、原案ができていますので、それを行政案にして、議会に速やかにお示しができるようにしたいというふうに思っています。
- 阪東議長 宮寄議員。
- 宮寄議員 ありがとうございます。それでは、企画課長、行政側は大体いつ頃からどのように進めていく予定でありますか。
- 阪東議長 企画監理課長。
- 北坂企画監理課長 一応、今議会終了、速やかに作業に取りかかって、山田充議員につきまして答弁をさせてもらったのは速やかにということで、今年度中ぐらいに協定まで行けるかどうか分かりませんが、その辺までぐらい行けるといいのかなというふうな思いでおります。
- 阪東議長 宮寄議員。
- 宮寄議員 すいません、来る企業がもしあれば、今年度中、来年の3月議会あたりでというあれなんですけども、いや、いつ頃から公募していく予定でありますか。なるべく具体的に。
- 阪東議長 企画監理課長。
- 北坂企画監理課長 速やかにということで、まず公募の内容などを詰めて、議会にお示しさせてもらって、できればこの秋にできるというふうな思いでおります。それとそのまま公募を締め切ったの話となりますので、それから契約、協定というふうなものになります。
- 阪東議長 宮寄議員。
- 宮寄議員 ありがとうございます。しつこいようですけど、この秋、秋と言っても、暦の上では11月7日から冬なんです。屁理屈か分かりませんが、速やか、迅速に。ということは10月中に、何かそういう動きをされることを

期待しておりますが、それでいいんですか、企画課長。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**北坂企画監理課長** はい、そのように努めます。

○**阪東議長** 宮寄議員。

○**宮寄議員** よろしく願いいたします。西ヶ丘山林、水が出るのか、出ないのかの心配もあると思うんですけど、私は一応専門家に聞いたところなんですけども、あそこの地下水は愛知川水系で、少なくとも100メートル、200メートル掘れば出てきますと、水は。日本国じゅう1,000メートル掘れば、大体のところ温泉も出るというのは専門家から聞いております。そのような話は企画課長、聞いたことありますか。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**北坂企画監理課長** 水道の井戸と同じような感覚だと思っております。

○**阪東議長** 宮寄議員。

○**宮寄議員** ありがとうございます。ということで、金曜日の一般質問されました山田充議員も、私の後にされる山田裕康議員も、何とか企業誘致をとの思いで質問されました。また、されると思うのですが、行政の腰があまりにも重いので、やる気があるのかとの疑念があるから、このような質問が出てくるわけです。行政のやる気を今お聞かせ願いました。

信用いたしまして、以上で、質問の全てを終わりますが、最後になりますが、今後も議会と綿密な連携を取っていただき、よりよい甲良町政をとともに築くために、行政の対応を期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○**阪東議長** 宮寄議員の一般質問が終わりました。

次に、4番 山田裕康議員の一般質問を許します。

山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 4番 山田裕康です。議長の許可を頂きましたので、これより一般質問を行いたいと思います。早く終わりたいと思いますので、早速ですが、一般質問に入りたいと思います。

まず、(1)ということで、新型コロナウイルス感染症で休校となった小中学校の現在の教育の現況を問うということで、①の現在の教育現場の進捗状況はどのようになっているのか、お聞きします。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 金曜日の野瀬議員の質問にもお答えしましたように、夏休みを短縮して15日間の授業を確保し、中学校におきましては、土曜日を5日間、授業を行っております。また、学校行事の中止や見直しにより生じた時間を授業に充てておりますし、教育委員会、県教委の方から示されている教科の

学習回復方法のモデル等を参考にしながら、学習内容の重点化を図り、効率的な授業計画を立てているところがございます。本年度中に学習の方が終わるような授業計画を今立てております。なお西小学校につきましては、7月に臨時休校をしましたので、冬休みを短縮して学習の遅れを回復するというところでございます。

以上です。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** ありがとうございます。この前、新聞にこのような大きく中日新聞に載っていたんですけどね、これは長浜市の教育長の板山さんに聞くということで、これぐらい大きく載っていたので、これを見まして、やっぱり質問しようと、今回、と思ったのですが、この中で書かれていましてね、ちょっと心配することがありまして、やっぱり休みが長かったということで、新しく小学校に入る新1年生について、教育に関してはやっぱり今のところは順調に進んでいるんでしょうか。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 4月、5月と新1年生にとっては休校ということで、大変不安がっているところ、また学習の遅れ等もありましたが、6月に再開しましたところ、子どもたち、大変喜んで、友達に出会えるということがあって、進んでいるということで、不登校の傾向とか今は見られないということをお聞きしております。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** ありがとうございます。それともう一つ心配なことがあるんですけど、ここに書かれてたんですけど、休校が長かったということで、やっぱり学校に行きづらかった子どもたちは、やっぱり休みが長いということでどうなっているのか。やっぱり欠席が今現在多くなっているのではないかとという心配があるんですが、その点はどうでしょうか。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 休校明けの子どもたちの様子です。6月に再開したときは、休校明けということで大変喜んで来る子が多くいました。そして不登校につきましては、不登校傾向については、小学校はなくて、中学校で2名ございました。この2名につきましては、休校前から不登校傾向にあったというお子さんでございます。また、夏休み、終わってからにつきましては、不登校傾向という児童はございませんが、コロナの感染が心配で、子どもを休ませているというご家庭が1件ございます。小学校1名、そして中学校1名というふうにお聞きしております。学校としましては、家庭と連絡を取りながら、学校での感染症予防を丁寧に説明して、不安を払拭して、子どもに登校を促すというよう

な働きをしているところでございます。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** ありがとうございます。これからもやっぱりそういう子が出ないように頑張っていたきたいと思えます。

次に、②で、先ほどちょっと答えられたと思うんですけどね、状況で、例年の教育が受けられるのかということなんですけど、これは大丈夫、今のところは計画どおり進んでいるということですのでよろしいんですかね。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 今のところそのとおりでございます。なお、コロナの感染状況によっては、ちょっとまだ分からないというところも出ておりますが、現時点におきましては終わる予定でございます。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 次に、③に入りますが、休校によって、その科目ごとの単位数というのが例年あると思うんですけど、これの変更は、これから、今のところは、多分、あるのか、行われていたかというところをちょっとお聞かせしてもらいたいんですけど。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 教科の単位というのはございませんが、修了すべき教科についての変更はございません。ただ、文部科学省からの通知で新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、学習の回復措置を取っても、どうしても履修できない学習がある場合は、次の学年に送ってもいいという通知が来ております。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** ありがとうございます。また、そういうところ、あるようやと思えますけど、できるだけ例年のようにしていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

この前もここで載っていたことでちょっと心配なことがあるのでちょっとお聞きしたいんですけどね、3月2日から5月30日ということで、今までになような長い休みだったということで、やっぱり急に休みになって、ここに載っているんですけど、やっぱり宿題がないと勉強ができないという傾向があって、やっぱりその子によって、個人ごとでこの休みの間の勉強の仕方によって格差ができたんじゃないかということをしてきているということも書かれてたんですけど、今、ちょっと難しい質問なんですけど、そういった傾向というのはありましたでしょうかね。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 休校中につきましても、家庭学習というのは学校の方から子どもたちに配布をしております。また配布した宿題の回答をまた回収して、

丸つけをして返すという状況で、子どもたちの学習状況の把握を努めているところでございます。なお、格差が出ないように、日頃の授業を丁寧にしながら、補充等をしながら今進めているというところでございます。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** ここにも書かれているけど、今の子どもたちはやっぱり宿題がないと自分から何をしたいのか分からないという子が多いということ、この長浜市の教育長も話されてますので、そういったことのようにちょっと格差ができないようにやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと次の④、やっぱり修学旅行などの学校行事は、現在はどのようになっているのか、お聞きします。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 学校行事につきましては、まず修学旅行です。中学校は、昨年度は東京方面へ2泊3日で修学旅行を行っていましたが、本年度はコロナの影響で中止ということになりました。小学校につきましては、昨年度は奈良、大阪方面に1泊2日で行っていましたが、これも、コロナの影響で行き先、時期、また宿泊の有無も含めて今現在検討中ということでございます。また、運動会につきましても、平日に開催したり、時間を短縮したり、競技、演技など、保護者も来られるので、3密にならないように各学校で工夫をして行っているという状況でございます。

以上です。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** ありがとうございます。

次、⑤の質問に行きたいと思いますが、その代替に行事を何か行うという考えは、考えていることがあればお聞かせください。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 先ほども言いましたように、中学校が修学旅行が中止となりましたので、事態が収束に向かう場合は日帰りのバス遠足など、何か思い出に残るものをつくってあげたいということで検討をしているところでございます。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** やっぱり例年と同じことはやりたいこともあると思うのですが、やっぱり難しいところもあります。そういうようなことですが、やっぱりできるようにしてあげてほしいと思いますので、頑張りたいと思います。

次に、次の質問が大事なのですが、⑥で学校において高校受験に対する対策

は今どのようになっているのかお聞かせください。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 今現在の3年生は2年生の後半の方から入試対策として、問題集を購入して、毎日計画的に家庭学習に取り組んでいます。夏休みの終わりには、1年生、2年生の復習が終われるというふうなことで計画を今しているところです。また、この間の野瀬議員にもお答えしましたが、10月から放課後の部活の時間に学生チューターによる放課後の学習会を開いて子どもたちの受験対応をしていくというようなことを考えております。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** ありがとうございます。

次に、⑦です。両センターにおいての学習塾は現在どのようになっているのか、お聞かせください。

○**阪東議長** 呉竹地域総合センター館長。

○**大野呉竹地域総合センター館長** 長寺センターの方からご説明いたします。

今年度はコロナの関係で中学3年生は9月から週2回の1時間30分、中学1、2年生は1月から3月の期間で週1回、1時間予定しています。呉竹地域総合センターの方は、9月より毎週1回の2時間を予定しています。中学1、2年生に関しては、テスト前の自主活で学力補充教室を中心に進めていく方向であります。また、保護者や生徒から夜間の学習塾の要望があれば、開催はしていく予定です。両センターとも、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、参加生徒への手指消毒、マスク着用での参加、教室等のアルコール消毒講師の方への検温や講師周辺での感染状況確認を義務づけるなど行う予定であります。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** ありがとうございます。やはり今年だけやっぱりコロナの影響でできないとなることのないように、例年どおりに頑張ってやっていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、⑧の質問なんですけど、高校受験なんですけど、今年度は最初の日程どおりでしょうか。どうなっていますか。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 高校受験ですが、一般選抜につきましては、学力検査が3月9日に実施、実技、検査につきましては10日に実施される予定でございます。また、新型コロナウイルス感染やインフルエンザ罹患等を対象とした追検査は3月22日に実施されます。

なお、推薦選抜、特色選抜については2月8日、スポーツ、文化芸術推薦選抜は2月8日、または9日、いずれかの日に実施される予定でございます。

以上です。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 高校受験という大事な時期ですので、頑張って子どもたちに教えていていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、高校受験で授業は変わらないとは思いますが、変更とかあったりして、テスト範囲とかが変わるんじゃないかという心配もあったのですが、その点、今のところはないということによろしいですか。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 高校受験のテスト範囲については、変更になっております。特色選抜および一般選抜の出題範囲が変わっております。3年生で習う内容の一部が除外されているということでございます。また、今後コロナウイルス感染の拡大状況や、文部科学省の方針で追加に配慮事項を発表することもあり得るということでございます。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** やっぱりそういう感じになってきて、いろんな難しい面、出てきていると思いますけど、逐一情報の方を入れていただいて、子どもたち、大切にしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、⑩なんですけど、今の状態で、高校受験に対するのは先ほど答えていただいたように、今のところは十分できているという判断でよろしいんですかね。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 先ほども説明させていただきましたように、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底した上で行っていきたいと思っております。また、10月には学生チューターによる放課後の学習会を週二、三回開催していきたいと考えております。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** ありがとうございます。

次に、(1)の最後の質問になりますので、やはり(11)で、今年度においてやっぱり1年間の日程を考えていく上で、大変な苦勞をされていたと思いますが、これからも変更などがあると思いますが、例年のように、子どもたちに教育を受けてもらえるようにするというのを約束していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**阪東議長** 教育長。

○**松田教育長** コロナウイルス感染症拡大によりまして、かなり長い間の休校、今も議員の質問にもありました。そしてこの先、ウィズコロナの時代、もう今もその時代に入っているのかもわかりませんが、そういうようなことも鑑みな

がら、これからの学校経営、あるいは教育活動はウィズコロナを視野に入れた、そんな新しい教育を創造、子どもたちとともにしていくことになってくるのではないかというふうな、そんな見通しも個人的には持っております。議員の質問の中で、子どもたちの教育についてということですが、まずは子どもたちの防災、あるいは安全教育を徹底していくと、これは自分の命は自分で守るといふ、コロナウイルス感染症対策も同じですが、その上に立って、今年度6月以降、再開をいたしました。以下の3つのことについて、各教育現場に指示を出しています。

まず、1点目ですが、子どもたちの授業時間数の確保、年間カリキュラムの学習内容を子どもたちに理解させるためには、まず授業時間数を確保するというので、夏休みの短縮、あるいは中学校では土曜授業の実施、あるいは小中ともに学校行事の見直し、縮小、そういったものを総合的に考えて、まずは各教科の授業時数を確保するということが第1点目であります。

2点目は、授業内容の充実、いわゆる授業への取組であります。年間カリキュラムに決まっているので、子どもの理解度、理解の状況をしっかりと見ずして時間数をこなしていく、このことは教えた、教えてない、そういうことに躍起になることなく、やっぱり、要は子どもがしっかりと学習内容を理解するという、子どものその様子を見て授業を進めていく。その上で、より子どもたちに理解しやすい授業の創造に教師は努めていくというようなことで、これもそのような方向で甲良の教育を充実させていこうというように指示を出しています。

3点目は、学校行事の見直しです。各教科の学習だけで子どもが育つわけではありませんので、大事な学校行事もございます。そういった中で、行事を通して、子どもたちにどんな力をつけたいのかをもう一度見直して、そこは行事を精選、充実させるようなそんな方向で行事についても工夫をしていこうというようなことも共通理解をしているところでございます。

以上、3つのことを大切に、まずは子どもたちの感染症拡大対策を十分に講じながら学校教育を進めていくというようなことを考えております。

以上でございます。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** ありがとうございます。このようなことは、やっぱり今までに一度も、教育現場に携わっておられて経験のないことだと思います。まだ本当に手探り状態やとは思いますが、甲良町の子どもたちのために、できる限りの知恵を振り絞っていただいて、教育長筆頭に頑張っていただきますよう、お願いいたします（1）の質問を終わります。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○山田裕康議員 次に、(2)の質問に入りたいと思います。(仮称)南部工業団地造成事業、池寺地先について、町の考えを問うということで、まず(1)の現在、事業はどこまで進んでいるのか、お聞きします。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 山田充議員にもお答えさせていただきましたが、現在、コロナ対応事業であるとか、人事の配置などで遅れておるところでございますが、公募に向ける手前というところでございます。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 具体的には、まだ全然全く進んでいないということですよ。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 今後、取り組んでいくというところでございます。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 分かりました。

次に、②ですけどね、現在西明寺さんとどのような話をされているのか、お聞きします。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 西明寺さんにつきましては、町有地の隣地所有者というお立場でございます。企業の誘致の内容であるとか、取付け道路の説明などを行っているところだと思います。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それはいつ頃話されたんですかね。この答えとかはもらっているんですよ。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 お話をさせていただいたのは6回程度というふうなことでございます。最後が平成29年の5月というふうに思っております。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 平成29年からということは、現在までもう全然話はされていないということが今分かったんですけどね。それで、次の4ですけど、町長に聞きたいんですけど、町長もそしたら、この事業について何回話されたんですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 29年5月以降になると思うんですが、その後の状況をお話しさせていただいてます。まず私が町長に就任いたしましたしてからは、担当課が307号の交通量調査、それから307号と工業団地の道路の取付け法線についてを調査いたしておりましたので、これは30年度の担当課長のときに、西明寺の住職に調査結果についてを課長が説明に行ったとき、随行いたしました。それから以降、2回お出会いをさせていただきました。1回は私が就任してから、

住職の方から町長室へお越しになりました。基本的には、工業団地の開発については、自然生態系の保全の立場から反対の意向であるということ町長室に伝えにこられたのが1回。それから2回目は、私の方から西明寺住職にお願いに出向きました。言いますのは、そば道場と西明寺参道の入り口の2か所に、赤字、そして白抜き文字で工業団地ごみ処理場建設反対の看板がありますので、それを撤去願いたいというお願いに上がりました。これは、竹原地区がごみ新処理場の建設候補地でありましたが、改めまして、彦根市西清崎町に候補地が決定をしたということございまして、その決定が令和元年9月9日でありますので、それ以降、彦根市長の意向を受けて私が行きますということで出向いた2回でございます。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 分かりました。西明寺さんの話だと、やっぱり工業団地は絶対に反対という意向ということで、今、町長から聞かさせてもらった。次の⑤と⑥の質問を今話されたんですけど、西明寺さんはそのことについて、どのように言っておられるんですか。看板を外すことに対しては、向こうとしては絶対に反対ということで外さないという意見なんですか。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 私が就任したときは、西明寺さん、3つの方針を持っておられると聞いています。1つは、西明寺の周辺の歴史的、文化的、自然的な環境保全に反するおそれがあるというのが1つ。それから、2つが、自然破壊やら交通量の増加で交通渋滞、307号がするのではないかと懸念であります。3つは、観光とか自然を生かせる企業なら私はいいと思っていますが、基本的に工業団地という開発行為については難色を示しているということでございまして、そのことでありましたが、取りあえずは竹原地区のごみ焼却建設地が変更になりましたので、いち早く看板だけは下ろしてほしいと言ったら、2つ、ごみ焼却場建設反対と、それから工業団地のことも書いてあるので、工業団地はまだ私の見解はすっきりしないので、そのままにしますというそういう見解がありました。今後も情報交換は引き続いて行っていきたいというふうに考えています。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 私ども、ちょっと西明寺さんとは話をしまして、向こうの意向とかお聞きしましたら、西明寺さんが古い新聞なんですけど、昭和31年4月28日中部日本新聞とかというので、西明寺さんの意見が昔からこういうふうにしたいということが中に載っております。そこにはやっぱり新観光地をめざす西明寺という題名で載っているんです。やはりそのときから、今の住職さん、言われるのは、2代前の住職なので、そのときから西明寺は観光地とかそうい

うのをめざしてやってきているので、工業団地というのは絶対に反対ということをおっしゃっていただきましたので、そのことを、こういう新聞にも載ったということで私にも言っていただきましたので、そのことをちょっとおっしゃいます。

次に、もう5、6がちょっと町長の方から言われましたので、次に、7の方の質問に行きたいと思います。

平成27年11月に議会に甲良町産業用地創出に係る土地利用計画検討業務委託報告書というものが出されたんですけど、これはもう全然進んでない、現在はどうなっているのかということをお聞かせください。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**北坂企画監理課長** 先ほども申しました。今いったん止まってはおります。しかし、この報告書に基づいて実施していかなければならないというふうに思っています。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 27年に出してまだ進んでいないということですので、今の意見ですと、何もできていないということですので、次の質問も同じなんですけど、これも28年3月15日、企業誘致ということで全員協議会資料として出されておりました。そこには事業の進め方として、ステップワンからステップファイブまで示されていたんですけど、今現在ほどの段階になっているんですか、お聞きします。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**北坂企画監理課長** 平成28年の全協資料ということでございますが、令和元年12月議会において、企業誘致についての基本方針ということで説明をさせていただいて変更しております。現在、コロナ禍で遅れておりますので、今後公募に移りたいと思います。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 変更してやっていくということで、この資料としてはステップ1とかなしでステップはゼロということですのでよろしいですね。

次に、ちょっとお聞きしたいんですけどね、これ、西明寺さんからちょっともらったんですけどね、湖東三山地域にお住まいの皆様へということで、湖東三山自然文化連携ネットワークからアンケートが出されているんですけど、これは行政としてはご存じですか。

○**阪東議長** 産業課長。

○**西村産業課長** その団体がありまして、町は直接関わらないんですが、その団体がそのまちづくりを進めるための基礎資料ということで、ちょっと情報は確かでないんですが、トヨタ財団とか、そういうところの寄附金を頂きながら取り組んでいるということをおっしゃるので、そういうアンケートを実施するという報告だけ受

けました。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** これはやはりこういうふうネットワークをつくって、湖東三山の方をやっていこうという団体ですので、こちらの方からもそういった動きがあるということですので、やはり行政の方もしっかりと把握をしていただきたいと思います。これに、ここに湖東三山自然文化連携ネットワークと、こういうふうに出されていまして、この計画も出されています。今2020年第2期事業計画というので出されておりますので、これも全部湖東三山ずっと全部を巻き込んでの開発事業ということで、湖東三山自然歩道というところに全部、西明寺だけでなしに、全部をやっていこうということもありますので、こういうこともやっぱり知っていただきたいと思いますし、このこともやっぱりあるということで、甲良町の方もしっかりと把握していただいて、やっぱり自然を守るという立場を西明寺さんもおられますし、こちらの方も自然ということで、大切にすることをおこなっております。ちょっと把握の方はしっかりとやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 次に、⑨ということで行きますので、先ほど宮寄議員も言われたんですけど、ちょっと私は西明寺さんと話ししていると、水が出ないというふう聞いたんですけど、これはどうでしょうかね、西明寺さんからそういう話は聞いたんでしょうかね。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**北坂企画監理課長** 西明寺さんの方からは聞いておりません。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** この話はちょっと西明寺さんの考えではなくて、聞いた話ですと、甲良町に寄贈された大林組さんやったかな、からの話でこれを西明寺さんに話されて、ここは水が出ないから、工業団地は無理やと言うて、甲良町にそのことを伝えて、自然公園などしたらと言っておきますということで、西明寺さんに話されたということで、向こうもやっぱり調査をされた結果かなと、私は向こうも渡すのでそういうようなことも調査をされたのかなとは思ったので、ちょっとそこら辺は分からないんですが、そのことについてだけちょっと言うておきますので、よろしくお願ひします。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 次に、⑩の質問をしようと思ったんですけど、先ほど平成29年度から動いていないということで、この件に関しては、答えは同じだと思いますので、飛ばさせていただきます。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○山田裕康議員 次に、⑪に入りますが、町長、この造成事業、整備事業についてこれからどのようにしていこうと考えているのか、スケジュールなどがあればお願いいたします。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 これまでの経緯をふまえて、水の話も出ましたし、それから日本立地センターに外部委員でお願いに行ったときに、あれもこれもという調査が前提になるということも聞きました。ただ、内部へ帰って、甲良町が投資できるのは、進入路と上下水道の工事に限って投資をしなければならないという、これは前提でありますので、あと水のボーリング調査であったり、あるいは丘陵地であるので、地耐力調査等々があるんですけど、それから前提となる環境アセスメントというのがあるんですけど、公募要領でそういう開発要件については、応募された事業者で必要に応じてやっていただこうという方針でありますので、とにもかくにも、先ほどから言っております公募要領、原案としては、甲良町産業集積地整備事業者募集要領という要領案を早いこと議会にお示しをして、その要領でよければということを前提として、早く公募の方に移っていきたいという思いでいっぱいあります。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 この事業は、西明寺さんを抜きにできるとお考えでしょうか、町長にお聞きします。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 工業団地ということでは、基本姿勢は貫いておられますけれど、協議には乗りましょうというスタンスも聞いておりますので、西明寺さんと連携、協調、情報共有しながら、この事業を進めるという前提を持っております。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 私が平成28年6月議会の一般質問において、西明寺さんが反対しているのに事業を進めるのかと質問したところ、前町長は、やっぱり西明寺さんと共存共栄を大前提に、100%の理解をいただいて事業に取り組みたいと言っておられたんですので、これからもその姿勢でちょっとお願いしたいと思います。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それとちょっと別ですけど、町長は西明寺さんの土地を買うつもりがあるんでしょうか。どうされようと思っておりますか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 基本的に町有地の28.9ヘクタールを考えておりますので、その開発が前提であります。ただし、進入路の取付けの307号のタッチを9メートル幅の道路と考えていますので、うまく動線を行く場合には、少し進入路に

限って拡幅をしなければならないという、その一部道路用地としてご協力を願いたいなということは、安全道路を確保する上において、そういう調査が出ていますので、一応調査データは渡してありますので、それに限ってと、用地についてはというふうに思っています。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 全然トラック通れない。1メートル70センチぐらいと言ってるみたいですけどね、甲良町が。そこらやと全然、ダンプ通れないということと聞いていたんですけども、間違っていたらすみませんけど、やっぱりそれに対して法面をつくらなあかんということで、やっぱり進入道路は広げなければいけないということを、ちょっとこの前、お話しさせてもらったと聞いておりますので、その点があると思いますのでよろしくお願いします。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** この西明寺さんの土地が必要だと、甲良町が言うことでは、皆さん、分かっていると思うんですけど、ちょっと、この前、西明寺さんでおかしな話を持ちかけられたと言うんです。それは、私に西明寺さんの住職さんから電話がありまして、西明寺さんの本山になる比叡山延暦寺の僧侶の方から、西明寺さんの住職に電話があって、某県会議員から、ちなみに彦根犬上からの選出の方ではないんですが、その方から延暦寺の僧侶に西明寺さんの土地を甲良町に売ってほしいと、そのことで甲良町の業者と会ってくれないかという内容の電話だったそうです。その電話は、県会議員を使ってまで話をしてくれないかということで、西明寺さんの土地を甲良町が買うというような情報が流れたということになりますので、本当に不可解なことです。それをこの西明寺の住職さんは断ったということなんですけど、こんな不可解な行動が今起きて、このことに関してやっぱり何か変な情報が流れているのかということがありました。そのこともちょっとみんな知っていただかなければいけない、町長にも知っていただかないといけないということで言っておきますので、ちょっとその点、また西明寺さんからのそういうような話があるかも分かりませんので、またよろしく願いいたします。このことはちょっときっちり心得てほしいと思いますので、またよろしく願いいたします。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** やっぱり西明寺さんとしては、工業団地に反対ということで本当は今、南部工業団地という名前も気に入らないということをおられました。看板は、甲良町は絶対に工業団地をしないという約束をしないと外さないということですし、名前も西明寺さんが言うには、西ヶ丘自然公園活性化整備事業というような名前に変えてくださったら、看板を外して、自然公園整備事業賛成というような看板に変えるということまでおっしゃっておられます。

また、これ、中日新聞、令和2年8月10日の中日新聞ですね。西明寺の本堂、国宝の柱2本に計8体の菩薩立像が描かれていることが赤外線撮影で判明したということで、これは7世紀中頃の画法が用いられており、世界遺産の法隆寺金堂に匹敵する世界最古級の木造建築の可能性が出てきたということで、すごいことが発表されました。それで、西明寺さんがちょっと話されていたんですが、このことでやっぱり西明寺さんと道の駅とのコラボした商品開発などしたら、甲良町にとっていいんじゃないかなという意見もちよっと言うておられました。そういうような意見もあるということで、やっぱり西明寺さんと甲良町が共存共栄でしていかないと思いますと、やっぱり密な話し合いを行い、しっかりと理解をいただいて事業を進めていっていただきたいです。

これでこの質問を終わりたいと思います。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 次に、最後の質問で(3)のせせらぎデイサービスが使用されていた場所について問うということで、①の現在、その場所はどのようにして使用しているのか、お聞きします。

○阪東議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 現在は特にどれとって特化した使用はしておりません。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 使われないということで、次に、②の質問なんですけど、その場所の利用はデイサービス以外に何に使用しようとか、行政が考えていることがあるんでしょうか。

○阪東議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 6月の全員協議会のその他のでも、今後のスケジュールを報告しましたように、現在第8期の介護保険事業計画において取りまとめを今しているところでございます。その内容につきましては、議員の皆様にはスケジュールどおりに10月にはご報告させていただく予定もしております。また、令和元年9月の一般質問で町長が回答しましたように、町の方針としましては、主に健康づくりの介護予防を中心に考えていくということにしております。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 次はざっくりとした質問で、③に行かせてもらいます。

町長はこのせせらぎデイサービスの復活は、全然考えていないんでしょうかね。いるかないのか、ちょっとお答え願いたいんですけど。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 今、前提、前の米田課長のと時から、せせらぎデイサービスの廃止に伴って、住民の強い要望があるので、何とか復活をという話を聞いておりません。そして今申し上げましたのは、この介護の計画と、それから高齢者保健福

社事業計画、住民アンケートも取っておりまして、まだ実際見てないんですけど、在宅介護実態調査、介護予防ニーズ調査では、デイサービスの再開要望が強いという状況も聞いていますので、今の時点で断定することはありませんけど、デイサービスの在り方については、ある一定の集約をしなければならないというふうに思っています。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 分かりました。これってやっぱり町民の願いであるというふうに私は認識しているんですけど、やっぱり、デイサービスの復活を町長が考えていただいて、必ずや復活をしていただきたいと私は思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** ちょっと最後に一言お願いします。

今、甲良町で国保、後期高齢者医療、介護保険、非常に財政運営が、特に介護保険についても、保険料が高くてという問題は内在しております。それで3つの会計とも、高齢者の方、保健福祉事業と介護予防の一体事業を進めるといふ、これはもう県の方針でありますので、いわゆる保健師がやっていた健康事業と保健事業、そして医療、介護で言いますと、サービスと負担という、そういうことになりますので、そういう事業安定のためにも、介護予防という視点での利用の仕方も視野に入れる、さらには要望の高いデイサービスをどうするんだという2つの視点から考える必要があるというふうに考えております。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** ありがとうございました。これで、私の一般質問を終わります。

○**阪東議長** 山田裕康議員の一般質問が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

再開は10時35分とします。よろしく申し上げます。

(午前10時18分 休憩)

(午前10時36分 再開)

○**阪東議長** 休憩前に引き続き、開会します。

次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

11番 西澤議員。

○**西澤議員** それでは、早速一般質問の最後に立たせていただきます。

まず、最初に、寄附金条例についてであります。これは、町行政の中でも、肝腎要の税務行政、そしてその町政運営をする上での財源的な裏づけとなる課題でありますので、大変重要だというように思います。その信頼を取り戻す、このことが課題の中でも大事だという観点から質問をさせていただきます。

去る9月2日、第6回臨時会において、再議にかけられた際、地方自治法の第232条の2に基づいて、寄附金として真に還付しなければならない納税者には還付することには容認しますが、還付対象者となる個々の事案について、根拠資料が提示されているわけではありません。同法第232条の2の解説では、公益上必要かどうかを一応認定するのは、町および議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。これは昭和28年6月29日、行政実例としています。つまり、町が二重払いと認定した納税者一人一人について、正当性、客観性を証明しなければならないとするのが当然の解釈であります。条例とそれに対応する補正予算額は、還付する基本的枠組みを定めたにすぎません。よって、還付金等を執行するのであれば、次の事項を明らかにして、そして根拠資料の提示が必要不可欠だと考えます。

質問の通告には、町長の、私は政治姿勢としてただしていきますので、町長に求めていましたが、全て税務課長になっています。質問者の指摘、質問者の要望をきちっと受け止めていただきたいということをまず申し上げておきます。

1と2は続けます。申立者67人のうちには、着服事件が発覚して以来、平成31年3月1日までの間にも二重に請求された、また二重払いをしたなど訴えた方は存在するかどうかですね。それから2つ目の上記の期間、上記の期間というのは31年3月1日までの間のことです。この間に還付をしていれば、つまり請求をし、そして申出を受け、そしてその間に還付をしていれば、還付できなくなる時効の発生、これが最小限になるのではないかと考えられますが、見解を求めます。

○阪東議長 税務課長。

○大野税務課長 還付金条例に関してご質問いただいております。こちらにしましては裁判中の案件と関連いたしますので、答弁については控えさせていただきますと思います。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 おかしいですよ。還付金条例が裁判の経過と関連をしている、どう関連しているんですか。

○阪東議長 税務課長。

○大野税務課長 ただいまほかの裁判の準備書面ということで、還付金条例についての書類を頂きましたので、この件に関しての答弁は控えさせていただきますと思います。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 だったら言いますけれども、今度9月15日に公判があります。私たちの代理人の湯川弁護士が、この問題について自ら徴収ストップしたこと自

体が、今回の条例を制定したこと自体で自己矛盾に生じたという準備書面を提出されています。けども、ここは行政がどう対応するのかという問題であります。裁判の争点とどう関係するのか、町長、お答えください。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 今回の質問の範囲内で申しますと、本来時効消滅する前に還付をしていけば、今回の寄附金条例は要らずに、正規の還付で済んだということは認識をしています。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 今、町長自ら答弁されましたけども、私の最後の9、10、これ混乱を避けるために徴収をストップした、このこと自体が間違いだった、そういうことをする必要はなかったということを改めて町長が答弁したに等しいというように思いますが、どうですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 そのことは前々から決定事項で、今、裁判をやられている損害補償の裁判に関わる問題でありまして、その前提となるのが、いわゆる公金着服事件が発覚をいたしまして、未納金、その時点での未納金については着服の疑いがあるかどうか、あるいは未納金がどうなっているかというデータ改ざんの問題がありましたので、事務処理について混乱を招くので、未納金徴収はストップをしたと。これは遡りますと、日付は平成28年10月下旬にストップをしたということでありまして、そのことが不納欠損になって、今回、町長の責任においての損害賠償をしなければならないという裁判になっているという認識をしております。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 徴収と、それから催告自体を止めたという理由自体が今の裁判の争点になっています。寄附金条例は、平成31年3月1日、306人に発送をし、67人から申出があった。この行為そのものは着服事件でデータが改ざんされ、そして私に対しても数件の方が既に払っていると、けども二重請求で来ていると、これは申出をされて改善されたというように思います。その時点で請求をしていけば、きちんとそのときに整理をされていた問題ですよ。しかも、306人のうちの67件、つまり5分の1ほどの方が申出をされているんですね。あとの5分の4は実際には未納だったということが調査で分かってきたわけですよ。ですから、その問題はこの9と10に関連をしますが、改めて経緯に対するこの請求も生じてくる、精査をすることによって生じてくる、こういうように思います。それで、各項目全てをそういう答弁されるつもりですか。もう一度、税務課長。明らかに実務上ははっきりしているやつがあるんです。それも答弁できないというんでしょうか。部分的に答弁できることがあれば、答

弁していただきたいと思っています。

○**阪東議長** 税務課長。

○**大野税務課長** すみません、まず6番でございます。申立者を6分類した根拠についてでございます。こちらに関しては67名の方に個別、聞き取りをさせていただいて、あと証拠である書類に基づいて、その結果に基づいた6分類でございます。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** この証拠書類、これ、基づいたと言われますけども、明らかにすべき問題ですよ。つまり、個人情報と言えど、公表すべきとは言っていないです。それで町長にお尋ねしますが、6のところを言われましたので、この証拠書類、どんな証拠書類で、そして町は何を根拠に、4と関係しますが、何を根拠に判断をしたのか、二重払いだというように判断をした根拠資料、どういう資料で判断されたんですか。これは公表すべきだというように思っています。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 基本的には、税務課で個別面談、聞き取りを何度もやって、確認をしながら分類をしたというデータでありますので、担当課で保管をしていることは事実でございます。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** それで3番ですけどね、306人は平成31年3月1日に、27年以前の未納者に還付したことから、28年、29年度の不納欠損処理後の未納者だというように理解すればいいのか、これはどうですか、税務課長。

○**阪東議長** 税務課長。

○**大野税務課長** 3番のご質問です。こちら裁判中の案件と関連をいたしますので、答弁の方は控えさせていただきたいと思います。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 全くおかしな理論で答弁がされないということ自体、抗議をしたいと思っておりますけども、28年、29年の不納欠損処理後の未納者というよりも、不納欠損処理対象外の未納者というのが正確だというように思いますが、これはどうでしょうか。つまり対象外ですよ。対象外になった方というように思いますが、どうですか。

○**阪東議長** 税務課長。

○**大野税務課長** 大変申し訳ございません。その件に関しましても、ちょっと今回は答弁は控えさせていただきます。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** そしたら、6のところですけども、根拠資料、これは情報公開請求をしようというように思っていますが、これ、裁判になると、今も裁判されて

いますけども、町の方から個人名は消して、税目、課税年度、つまり賦課年度、それから滞納額、時効になった理由が全部個別に出されているんですね。裁判になれば出てくるんです。あくまで15人に還付をするというわけですから、232条の2項に基づいて寄附金として還付をしていくと。しかもそれは加算金、つまり時効が成立したときから利息がかかっているの利息も払いますというようになっているんですね。これが正当な理由で客観的に認められるかどうかについては、何らかの形で議会に理解を求めるとというのが大前提だと。つまり、こういうように計算しましたから、こっだけ還付してください。テンプレートもできるんですね。こういう危険を避ける上でも、こういう疑惑を避ける上でも、資料は提出をする、これが大前提だと思いますが、町長、お聞かせください。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 基本的には、税務課長が答弁しているところでありまして、ステージは司法の場への論点に移っておりますので、今まで議会には出せる資料は出して、担当課長も段階を追って説明をしてきておりますので、条例であったり、その範囲内での請求があれば、お出しをするということになっていくと思います。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** それで7番ですけどね、未納となっているデータの中には、着服されたため未納となっているケースがゼロとは言えないのではないかと思います。着服された税金は、納税者にとっては二重払いですけども、町にとっては二重納入ではないんですね。これ、分かってもらえると思いますが、その場合、Kに追加請求すべき金額となるのではないかと、こういうケースが出てくる、これはどういう考え、どう見解を持っておられますか。

○**阪東議長** 税務課長。

○**大野税務課長** 7番と8番のご質問についてでございます。こちらもすみません、裁判中の案件と関連をしますので、答弁の方は控えさせていただきたいと思います。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** これね、税務行政の疑惑、疑問符、そして町が信頼をなくした大きなもとを、これを1つずつ解決していく、今裁判に移っていますのは、あくまで28年度、29年度の不納欠損処理が正当だったのかどうかというかなり部分的な裁判ですよ。しかし、小島が着服した後の収納データが正常に回復したのかどうか、これがいまだに疑問だったというのが今回の事件でも、今回の寄附金条例を制定する段階で明らかになったのではないと思うんですね。これについても答えられない。8も答えられないんですね。上記の7のケースが明

らかになった場合は、対町民には還付するわけですが、対Kには追加請求、これが発生してくる。これで平成31年3月1日には、収納データが信頼できるものに完全に回復されたわけではないというのが、今回明らかになったのではないですか。これは、町長、どう思われますか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 個別具体については、税務課長が今答弁したとおりでございます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 いや、答えられないというよりも、この収納データが、それ、信頼される段階に今なっている、つまり平成31年3月1日の時点で306人に発送する、そうすると申立てがされて調査をする、同じ繰り返しじゃないですか。つまり、町のデータが完璧に信頼できるものなら、あなたは未納ですから払ってくださいというのが正当な町としての行為でしょ。なのに、申出があった、67人からあった、精査をしてみれば15人が還付をする必要が出てきたということは、収納データの回復が完璧にされてない証ではないんですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 かなり今までの税務課長、税務担当、着服以降、以前の問題のことについてはストップをしましたが、それ以降のデータについては、精査をしながら、確認をしながらやってきまして、306人に絞り込み、そしてヒアリング聞き取りをして絞り込んでいったということでもありますので、もともと改ざんデータがあったということが前提でありますので、極力それを復元、戻していくという業務に今まで努めてきましたので、その結果が、数字の人数に表れているというふうに認識しております。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 これは27年度以前の未納金の扱いですが、それ自体が小島に改ざんされた、いわゆる出し入れをされて、信頼できなくなったというのは分かります。それ以後もそれと連動していく、つまり27年以前はきっちりできて、まだ残っている、けども27年度以後の分は正当に管理をされている、こういうことにはなかなかかなりにくいわけですよ。そういう点から見ると、27年度以前の収納データが完璧にされたという宣言がされるのかどうか、これは裁判でも判決の中で述べられていくと思いますけども、町行政と議会との関係です。しかも、大事な税金から還付しましょうという条例ができていますから、その還付が正当かどうか、つまり客観的に公益上必要かどうかを証明しなければならないというのがあるわけですから、ここは基になった、つまり判断の基になったデータが正当かどうかというのは、ここで正当に十分回復したデータですというように、胸を張れるんですか。

○阪東議長 町長。

- 野瀬町長 正常になるように回復に努めて、最終絞り込んだのがそういう数字になりましたので、いずれにしても、データ改ざんが直ちに復元したかという、そうではなくて、年次、年次で積み上げてきたということになりますので、一応行政の努力として正常に戻しつつあるという段階での話だと思います。
- 阪東議長 西澤議員。
- 西澤議員 それで、今と関連しますが、27年度以前の未納者の二重払いが今回確認されたわけですから、収納台帳がまだ不完全だという疑いが残っているというように私は思いますが、そこはどう払拭されるのでしょうか。
- 阪東議長 町長。
- 野瀬町長 一応今日まで整理業務をやってきましたので、一応、この寄附金条例に基づいた返金をもって全ての徴収業務を新たにスタートできるのではないかなというふうに。
- 阪東議長 西澤議員。
- 西澤議員 徴収業務は日々続いています。その点で徴収を止めたこと自体が今回のもとになってきているわけですし、その点の論点は裁判でも問題になりますが、行政として二重請求を回避するために、徴収そのものをストップしたこと自体が今後どう問題、どういうように響いてくるのかは、その一部分が既に現れている。つまり、この寄附金条例の制定のときに私が質問をしたことに対して、税務課の参事が徴収ストップしたことによって、新しい不納欠損、つまり時効を成立させてしまったこともありますと言って答弁しているんですよ。そういうところから見ると、徴収そのものをストップする必要がなかったというのが明らかではないかと思いますが、改めてお聞きします。
- 阪東議長 町長。
- 野瀬町長 もう徴収をストップせざるを得なかったという実情があって当時判断がされていますので、それを受け継いで私も業務を引きずっておりますので、もうその経過については、もう代えがたいといいますか、事実としてそういうことをやってまいりましたので、そのことについてはもう事実ということで認識をし、業務をしているということでございます。
- 阪東議長 西澤議員。
- 西澤議員 加算金についても問題になってくるというように思います。それで、混乱の第1の責任はKだというのは明らかです。その管理ができなかった町の責任も免れないように思います。そして、それにふさわしい責任の下で支払いを求める、これが順調だというように思います。つまり、加算金、これも監査請求の対象になってくる。つまり、住民の税金で支払うことが順当なのかどうか。これ、10のところについても答えが頂けないということですが、改めて10に私は、次に進んでいますけども、10を読み上げますと、還付加算金は

Kが複雑に収納データを改ざんした犯罪行為の結果であり、あるいは町の管理がずさんだったために派生したものとなるため、町税で支払うのは筋が違うのではないかと考えられますが、町長としてはどう考えますか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 経緯はそうであったかもしれませんが、もともと改ざんからスタートし、組織的にそれが未然防止というか、早期のうちに行政対応ができなかったということも手伝っておりまして、長期化したということの基本認識しております。しかし、今回の二重納付については、調査の結果、明らかに二重に税が納付されている分についてを返還するということでもありますので、それはそれで、行政として賢明な措置だというふうに思っております。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 個別事案になりますけども、15人の対象の表が出されてきました。7月3日現在で150万の未納金がある方が140万、二重払いしている。二重払いしているということは、返還せんならん金額掛ける2ですから、240万払っているわけですね。そういうのがあり得るのかというのを考えられます。その15人の一覧を見ても、非常に疑問が生じます。その疑問に答えるだけの資料が出てくるのかどうか、この点でもやはり情報公開に待つまでもなく、町が進んで15人にはこういう理由で、こういう根拠で返還します、寄附金として返還しますという資料が出て当然だと思いますが、町長。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 冒頭に戻りますが、本件についても、そういう個別具体についても、司法の場で裁かれるということですので、ご理解とご了解をいただきたいと思えます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 困ったものですね。やはり議会で、裁判になっているのはいわゆる司法による判断を仰ぐ、こういう中身です。しかし、行政対応が正しかったのか、どうだったのかという点で議会のやり取り、それから政策上の進行がどうなのかという点でも、議会でのやり取りが非常に大事です。裁判になっているかというので答弁を控えるというのはあってはならないというふうに考えています。そういう態度をされていますので、そのことを改めていただくことを申し上げて、次に進みます。

Kモールの丸善の撤退後の対応についてであります。

これは野瀬議員も、それから宮寄議員も質問がされました。そこで私は、2つの設問を立てています。

1つは、当初の目的であるにぎわいのまち復活の努力が必要だというように私は思っています。このできた経緯は、ちょうど私が転居をしてきた当初です

ので、非常に覚えています。にぎわいのまちをつくる、6社か5社が出店をされておられました。そこから順番つぎに撤退をして、最後にトミタさんが撤退をする。そこで北川町長の肝煎りで丸善さんが出店をする、こういう経緯になりました。丸善さんは13年の努力をしていただきまして、本当に有り難く思っています。同時に、平和堂の撤退というのが非常に大きく響いているというふうに思うんですけども、その点でやはり町が関わる、つまり民間経営ですけども、出発の時点、つまり土地の確保や設備の関係、それから協同組合の設立等についても、町、県の関わりが非常に大きかったと思います。ですから、その経過から見ても、やはり町の努力は最後まで続けていただきたいというのが、質問の大きな趣旨になります。その点、お聞かせください。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 当初のせせらぎタウンアィムという土地利用構想については、他の工業団地で圃場整備が進行しておりましたので、用地の集積という面からすると、にぎわいの商店街をつくるという土地利用の観点から、町が設定したという経緯は、議員申されたとおりでございます。それと、この間の閉店に至る直前についても、西澤議員も同席されまして、8月5日に私宛てに代替工事店の継承をお願いするという、丸善Kモール店の代替店舗ということで、1,025人の請願署名を受けました。特には、そのときもおっしゃっていただきましたが、高齢世帯、あるいは自転車で行かれる方、常時利用される丸善の利用者、不都合が今生じている現状であります。甲良町の商業振興という点からも、何とか早く店が開けられる状態に持っていきたいというのが、私も今の気持ちであります。第1位は、議員おっしゃいました、結局スーパーさんもいろいろお声をかけて、進出可能かどうかというのはやっぱり平和堂さんが経営を断念されたということが、結果として、今、二の足、進出に二の足を踏まれているという状況でございますので、さらに組合の代表、商工会、そして町も一体となって、今、誘致活動を取りあえずやって、努力をせんといかん時期やと思いますので、今後のことはその状況をふまえて転換するのかどうか、今は署名要望にありますように、代替店舗という形での動きをしていきたいというふうに思っています。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 町長が紹介いただきました署名ですけども、6月の末から、最後、8月5日、約40日の間に1,025筆、この中には多賀町の在住者もかなり多くおられましたし、久保町長も自ら署名させてもらいますというので、久保町長も署名に加わっていただいております。そういう関係から、私も取り組み始めて、こんな短期間で広がると、幾つかの字で字ぐるみで取り組んでいただきました。北落さん、それから池寺さん、それから在士は老人会が会長さんが

ずっと字の中を回っていただいて署名を集めていただいた。それから、尼子の区長さんは公民館において集めていただく、こういうそれぞれの字で取り組んでいただいて、その要求が切実だというように改めて感じたわけですが、生活圏の侵食拡大につながるというように思うんですね。それで、先進地、先進町の疲弊衰退という小論文を書いていたいただきましたが、多賀町と豊郷町と比べると、それが顕著ではないかと思うんですね。ですから、疲弊衰退が加速するおそれがある。だからこそ、何らかの手当てをしていく必要がある。町長から資料を頂きましたが、秋田県でしたか、お互いさまの店ですね。この点について、紹介方々、どういう展望があるのか、お聞かせください。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 基本姿勢は、今、1番目のご質問にお答えしたとおりであります、丸善さんが言っておられたのは、人口約7,000人、あるいは大滝を含むと、それ以上の商圈やと思っていたんですが、丸善さんの言い方は、6,000人規模のまちの経営が非常に難しいということを書いておられますので、代替スーパーさん、代替食料品店というのが非常に厳しい環境にあるという基本認識をしております。今、違う手法がどうだということをおっしゃっておりますが、山間僻地での店舗なり、スタンドの閉鎖の住民運動なり、NPOなり、あるいは今は福祉の時代ですので、もうコンビニやらが始めています、宅配であったり、いろんな要素を考えて、これは行政だけで完結できるわけではありませぬので、もう一つの産業建設文教常任委員会と常にやっぱり情報を、今こんな状況であるということをお知らせしながら、議員さんにもいろいろお知恵を頂きながらやっていく問題だなというふうには今は認識しているところでございます。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 資料を頂きました、お互いさまの店、町民有志が何か組んで出店をするという資料、農業新聞の記事を頂いたんですが、その紹介をお願いします。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** まさしく甲良町、補正予算でも次のお願いをしたいなと思っているんですが、人口減少に歯止めが止まらなくて、甲良町だけが、今、準過疎地でありますし、人口予測、県の予測でも突出をして、甲良町だけが人口の減少率が非常に高いという状況が今後も続くということでもありますので、次なる対策は、建部議員も言われていました、人口減少対策、まち・ひと・しごと総合計画、それに準過疎地としての人口減少対策というのをあらゆる計画から本格的に甲良町は、持続可能かというまちづくりへの協議を速やかに始めたいというふうに思っていますので、甲良町全体、どう運営するかも含めて、その1つが顕著にここに現れているんだという認識をしているところであります。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 善後策を協議する枠組みがやはり、私、大事だと思うんです。町長1人だけでできるわけやない。商工会の会長さんともお話ししましたが、大変難しい問題だというふうに言っておられました。ですから、商工会だけで解決できるわけやない。ましてや、議員が1人で解決できるわけやない。そういう点でも、善後策を協議する協議組織、枠組み、これの立ち上げをぜひ検討いただきたいし、早急に立ち上げて、その問題を、特化をするかどうかは別としても、この商業施設、特に食料品、日常に食料雑貨を車に乗れなくても自転車で来られる、歩いて来られる、ないしは、健康な方もやはり遠出をするよりは近くで買物したいというのがあります。そういうことを、ニーズに応える上での枠組みが必要だというんですけれども、2番目に関連をしますが、どうですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 確かに他の市町の先進事例でも、非常に事業で、A案、B案が、例えば道路拡幅する、それが商店街の真ん中を通っている国道であるというときには、町民の100人委員会をつくったりとか、今おっしゃるように、行政と議会だけで協議するというステージはなくて、具体の協議組織をつくるというのは、今ご提案があって、とても大事な事かなというふうに思いますし、ただ、議論、協議だけで協議組織ということが前に進むのかと言われると、アドバイスをいただく専門家みたいな位置づけも、アドバイザーですかね、そういうのは間接的にあって協議をするということは大事かなというふうに思います。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 町民の中に、何とかせんとあかんという点で、相談できる場、つまり一人一人は、その後、いろんな個人的に聞きますけども、やっぱり何とか、店が出てきてほしい。それから、バックスさんでいうと、客はがたっと落ちましたと。つまり、ついでに来られる方がなくなったという点でも、ドラッグのお客さんも、これは外目ですけども、減っているように感じます。そういう点でも、そういう方々も含めて、それから町民の中で熱心にこの問題をやっていこうとする方々、それから議会の代表も入りながら、議員も有志も入りながら協議をしていく。時期的にはやはり今年度、ぼちぼちというわけではなくて実際にもう今本当に行き詰まっている買物の方々がおられます。そういう点では、配達や、それから足の確保の移動支援の充実なども含めながら対応していく。そして、何とかしようというのが大前提で、町民同士の知恵を出し合って、そこで新しい経営体ができるなり、それから経営体を呼んでくるなりの知恵がわいてくるという思いですけども、ぜひとも早期にその協議体をつくるという点で努力をいただきたい。これは町の役割、非常に大きいと思いますので、お願

いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 丸善さんの駐車場、入っても、車が入ってこないということからすると、今おっしゃいました、滋賀銀行さん、それからドラッグさんへ客足が遠ざかっているということも、現実問題として、次なる波及がしない方向で何らかの方策が必要だと思いますので、町は努力したいと思います。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ早期に、その協議体ができる方向を努力いただきたい。これは産業課にも関係をすると思いますので、課長、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

それで、次に、3番目のPCR検査の抜本的拡充に向けての質問に移ってきます。

国、県の対応の問題点、それから前向きの変化がされています。配信をされた8月28日付の厚労省の対策本部の方針が出されまして、これを一読すると、えらい踏み込んできているなというように思っていますが、この問題点や変化について、町の対応はどのように考えておられるか、お聞きします。

○阪東議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 今、国、県の方でもいろいろな問題改善がされているというのがあったのが事実でございます。国の方も、今ほど西澤議員ご指摘ありましたように、PCRにつきましても、体制の強化というのがされているところでございます。県におきましても、滋賀県衛生科学センターにおきまして、安全実験室を増設するであったりとか、PCR検査の機械を1台追加するというようなことを聞かせておりまして、検査の対応できる件数も拡大されているということも聞かせております。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 この点について、6町の町長と、それから知事とが懇談をして、ぜひとも、PCR検査の体制を強化してほしいということで、議論を陳情、要請、こういうようなのもされたと聞いていますが、この点も含めて、町長にご報告、回答をお願いしたいと思います。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 実は10月5日が設定日であります。今までの要望ではなくて、国の方が一定次なる指針が示されていますので、もう少し踏み込んだ具体的に何をどうしていただくかということを議論の中心点に据えて、県への要望を少し内容を変更してでも、中身に踏み込むような要望活動をしなければならないというふうに思っています。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員　それで前向きな答弁、前向きな回答などがあったのでしょうか。その点がありましたら。

○阪東議長　町長。

○野瀬町長　今朝ほど西澤議員から資料を頂きました。1日目の一般質問を終わってから文書が来ているのを見ました。それで、もう具体的に日付を示しますと、8月28日付で、内閣官房感染症の対策の推進室から県の当局へ文書が来ました。新型コロナウイルス感染症に関する、今後の取組という表題であります。そして、県はそれを受けて8月31日付で県の危機管理室から、甲良町宛て、あるいは各19市町に同時通達がされていますが、同じく表題は新型コロナウイルス感染症に対する今後の取組についてであります。その何ページ目かを西澤議員がコピーをされておりまして、内容を少し触れさせていただいていいでしょうか。

1つは、もう甲良町議会でも、PCR検査等々の拡充を求める決議が可決をされていますので、これを受けて甲良町としても、積極要望するという基本スタンスには変わりませんが、もう国の指針では、検査体制の抜本的な拡充という大きな枠では抗原簡易キットを大幅拡充、20万件、1日、場当たりということと、それから市町村で一定の高齢者等の希望により、検査を行う場合の国の支援ということで、PCR検査を含めてもう少し進んだ方策が示されました。それから、医療提供体制の確保につきましては、季節性インフルエンザ流行期、これから冬場に向かって流行期を迎えますので、この新型コロナウイルス感染症についても、かかりつけ医等に相談、受診できる体制の整備ということで、若松先生あたり聞いていても、うちでできませんと、今こんな状況でありますので、それを改善するような最寄りのかかりつけ医も体制に含めるということが、具体が、提示をされていますので、項目でありますので、これを受けて県は、具体施策をどうやるかという中身の議論が必要かというふうに思っています。

○阪東議長　西澤議員。

○西澤議員　紹介がありましたが、そのページの3番目のところ、私、注目したいのは、感染拡大や重症化を防止する観点から、一定の高齢者や基礎疾患を有する者について、市町村長において本人の希望により検査を行う場合に国が支援の仕組みを設けると。つまり、本人の希望、つまり一定の枠がありますけれども、本人の希望により、検査をすることができる仕組みを国として支援すると、こういうようにされています。こういうところからも、枠組みをぜひつくっていただきたいと思うんです。それでやはり現状をリアルに見ていく必要があると思うんですけれども、県会の報告、私とこの県議団の報告書の中にあります、現在の検査数、人口10万人当たりで見ますと、鳥取が35.63人、和歌山が78.68、奈良県が54.31人、それに対して、滋賀県が13.9人な

んですね。PCR検査の検査数、これ1日の検査数ですけども、滋賀県の人口は141万に対して、1日検査数196件、鳥取が55万人の人口で196件、和歌山が91万人の人口で716件、奈良県が132万人の人口で717件というように、和歌山は滋賀県の5.6倍の検査数、これは集団感染が起こった後、PCR検査の拡充に踏み切って、その後、感染拡大に封じ込めを先行している事例です。和歌山の発症数は、現在、この資料は7月2日の時点の件数ですけども、滋賀県が103人に対して、感染者数が64人、こういうように、やはり感染源になる軽症者やそれから無症状者が出回って感染を広げる、ここに防波堤をかけるというのが非常に大事だと思うんです。それで、町独自の予算化、これをして、県に働きかける、それから近隣町と共同していく、このことが、やはり前を向いていく、つまり甲良町で風穴を開けるぐらいの積極的な方針を掲げて、そして県に迫る、近隣町と連携を図ることが大事だと思うんですが、これはどうでしょうか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 前提としては、置かれている現状をよく滋賀県の場合には、コロナウイルス感染症対策の司令塔と言われている、健康福祉部の角野理事がリードされているということでありますが、建部議員の質問にあったように、東京都世田谷区のようなPCR検査、誰でもいつでも何度でもということ、角野理事は、必要な人がいつでもどこでも受けられることが大事やというコメントも出してはりますので、一応県としても、病床数の確保、それから検査体制の拡充というのは、次の段階を見通してこういうコメントを出されているんだなというふうに思います。それから、負担については大胆に町費をとということでありまして、それから、PCR検査について遅れているのが、この湖東圏域でありまして、彦根に、豊郷に病院があるんですけど、まだPCR検査が一番県で遅れているという状況でありまして、この圏域の医療体制ということからすると、彦愛犬の仕組みでの、やっぱりチームワークというのは必要だと思いますし、それから町がそういう検査体制のときには、国は支援するというので、何らかの財政措置が今回ついてくるのかなという期待を込めているところであります。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 国、県が積極的な方向性でコメントをしてきたことを、大きな有力な力として活用していくということが大事だと思うんです。私ども議員団で8月20日に、彦根医師会の会長さん、副会長さんと懇談をしました。そこで、1時間半の設定を超えて2時間半、懇談をしていただいたんですけども、その中で幾つも出されました。その中の1つは、行政、つまり県を相手にされていますけれども、何かにつけて要請や働きかけをしてくるが、補償が伴わない、

予算が伴わないと言うんですね。これをぜひ改めてほしいというのを、共産党さんからもぜひ働きかけてほしいというのを言われました。ですから、その点、小さな町が予算手当てをして準備をしていますよというのは非常に大きなメッセージになるというふうに思うので、ぜひその方向を強めていただきたい。ですから、彦根市民病院が感染症の受入れを続いて、病床を確保されました。県によってされました。その点から見ると、東近江にPCR検査センターがある、そして飛んで長浜にある、これは彦根にないのかというのは、誰もが不思議に思うことです。ですから、そこを彦根、犬上、愛荘の首長さん、それから関係者が共有をして、ぜひとも実現ができるように働きかけていただきたいなというふうに思うんです。

それで、もう一つは、医師会の会長さん、副会長さんが強調されていたのは、これからインフルエンザの流行期と重なる。そうすると、会長さんが非常にリアルに言うておられましたが、風邪の症状で来られる、それでもう熱がある、咳がある。PCR検査も、保健所に言うてもできない。そうすると、この患者はコロナと違うかと思いつながら診察をする、この危険はもう大変ストレスがたまると言うておられました。それから、インフルエンザが流行してくる11月以降、10月の末にも始まっていくのかなと思いますけども、それでも、その流行期と重なると、副会長さんは、自分自身の命が危なくなると。この検査をする場合でも、喉の唾液を取っていくわけですけど、その検査自体にも、物すごくストレスがたまると。ましてや、この患者はコロナではないかな、コロナと違う症状で来られた方でも、そういうようにしてストレスがたまる、ストレスが、危険を感じながら、物すごく強調して言うてはりました。そういう中で医療を支えていただいているんだなというのを、参加者も非常によく分かったんですけども、そのインフルエンザの流行期と併せてPCR検査をきっちり広げていくということ自体が、インフルエンザとコロナとを区別するやはり境目になる、もとになるというふうに思うんですが、これ、ぜひ町の方でも、その仕組みを整えて、インフルエンザの予防接種を子どもさんは、今補助金がありません、2回する必要がありますよね。大人についても1,000円の負担でできます。その啓蒙とインフルエンザの予防接種をぜひとも広げて、2つの流行を同時にやっばし一つずつ防いでいく、少なくしていくという方向で考えてもらいたいなと思うんですが、この点、保健福祉課長ですか。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**中村保健福祉課長** インフルエンザはこれからまた流行してくるかと思えます。今のところですと、高齢者の方には1,000円をご負担いただいているというところがございます。そういう啓発等については、これからまたしっかりとしていきたいというふうに考えております。県とも、インフルエンザの関

連にしましては補助のところでも、今、調整をしているところでもございます。それと、今ほど言いましたように、PCRと行きますと、西澤議員もおっしゃられていましたように、医師会の先生も言っておられたということなのですが、やはりインフルエンザと相まって、その検査すること自体を怖がられるとか、ちょっと嫌がられているというようなところも非常に多うございます。そういうことはどういうことかといいますと、いつでも行ってPCRを受けられるという体制には今のところちょっとなっておりません。ということは、補助金を町が、PCRを受けるために補助制度をつくっても、まずそれを受け入れていただける医療機関が、今のところ滋賀県にはもうないというふうに聞いておりますので、その辺りは国の制度も強化する、県もPCRの設置台数を増やすというところで、そこら辺についてはしっかりと町も協議をして、拡大する場というのを、何とかできるようにはしていきたいというふうに考えます。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 課長にはそう伝わっているかと思えますけども、現場の先生方は、やはり人間の命、国民の命、とりわけ子どもたちの成長期の命を守っていくということからしたら、PCR検査、ぜひ拡大をしていきたいと考えておられるんですね。この間の懇談会のときも言っておられました。ところがネックになっているのは、やはりやってほしいと言われても、予算を出してくれないというのがやはり補償が伴わないという表現でされていますけれども、つまり自分の診察がある、それを出張してPCR検査に行く必要があるんですよ。そうすると、スタッフ、それから保健師さん、それから看護師さん、総勢やはり非常に十数人の体制が要りますよね。その予算をやはり県もきっちりと出すということに踏み切っていく、その小さなまちの甲良町がこういう個人で一定の枠で、希望する人はPCR検査を受けられる予算も非常に少ないですけども、確保するよというメッセージが伝わっていくと、これは大きなインパクトですよ。私どもの甲良町で、この間、再議がありましたけども、PCR検査の拡大と住民支援の強化の決議がされたことは、県下の方々、非常に興味を持って見ていただいています。つまり、甲良町でこんな決議がされたんかというように反応を聞いたことがあります。そういう点でも、この甲良町がその準備をしていく、その後押しをしていくというのが非常に大事ですので、医師の方々の後押しをしていく、ぜひとも感染症を封じ込める、ないしは少なくしていくという上では大事なポイントになるんだというのを後押しをぜひしていただきたい。最後に町長に回答をお願いします。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 状況をご説明いただきました。今までは、保健所、もしくは医師会の判断がなければ、濃厚接触であったり、症状がある人のPCR検査できない

という行政検査の枠組みがされていたんですが、今回指針が示されているのは、かかりつけ医も含めてということになります。そして休みの日に町内で感染者が出たときに、西小学校の児童を中心に、ここへPCR検査の検体採取に来ていただいたのは、やっぱり応援部隊が入っておりまして、高島から先生が来られて、そして看護師さんだったり、スタッフが来られての検査体制を急遽やっていたいただいたということで、議員おっしゃる医療体制、医療従事者の危険度の回避であったり、うまく検査体制が整うというのが条件であります。国が県に示しているのは、インフルエンザと同時に、もうインフルエンザの予防接種が始まっておりますが、抗原検査キット大幅拡充ということで、予備検査みたいなのをこれでやって、そして種別をして、次のPCRというふうに、さばきがかかるのかなというふうに思いますので、それも含めて積極的に検査拡充の方向で取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 要望の中心にやはり国に向かってというのは非常に大きいというように思うんです。それで10兆円の予備費を確保していますよね。この予備費をインフルエンザの流行期と重なって非常に危険な状況になる、これは本当に予想できないような状況になるというように思います。甲良町の子どもたちが発症したこと、それからご家庭が発症したことも含めて、予期しないいろんな事態が起こってきているわけですね。ですから、その点を、10兆円をぜひとも各県に使い、各市町に使いという要望を強めていただきたい、声を大きく上げていただきたいというように思います。

それで、最後に、新型コロナウイルス感染の拡大によって明らかになってきたことがあります。それはこの間の日本政治と社会のもろさ、それから弱さを明るみに出したというように思っています。相次ぐ院内感染によって医療崩壊の瀬戸際まで進む事態となりました。幸いに、それを食い止めて努力していただいている医療関係者の方々の努力に報いたいというように思いますし、保健所も急性期ベッドも、公立病院も減らし続けた医療抑制によるものだというように思います。非正規労働者の雇い止めが横行しています。これも、これら全て市場原理に任せる利潤追求のために邪魔になる社会保障制度などを徹底して切り捨てる、新自由主義の政治によってこの貧困が現れたというように思います。私たちがPCR検査等の抜本的拡充を求めて、コロナ感染を封じ込めて、住民の命と健康を守る自治体の本来の役割を発揮するための提案活動など、引き続き努力をしていくことを表明しまして、私の質問を終わらせていただきます。

台風10号の被害も各地で発生し、その台風の被害、水害の発生とコロナの重複の危険が増していく中で、私たちの活動はさらに、また自治体の役割も大

きいと思います。そのことをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○**阪東議長** 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午前 11 時 42 分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 阪 東 佐智男

署 名 議 員 丸 山 恵 二

署 名 議 員 木 村 修